汚水槽・雑排水槽等清掃業務個別仕様書

1　業務内容

甲の汚水槽・雑排水槽等設備を正常に維持管理するため、次の業務を行う。保守内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部の作成する「建築保全業務共通仕様書表（平成25年版）」4.5.5及び4.5.6（P121-122）のとおりとする（清掃を含む）。なお、各水槽及びグリストラップの場所は、別紙「静岡県立こころの医療センター汚水槽・雑排水槽等配置図」による。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 回数等 |
| 汚水槽清掃（ＤＰ－1） | 年２回実施 |
| 雑排水槽清掃（ＤＰ－２） | 年１回実施 |
| 雑排水槽清掃（ＤＰ－３） | 年３回実施 |
| 雑排水槽清掃（ＤＰ－９） | 年１回実施 |
| 湧水槽清掃（ＤＰ－１１） | 年１回実施 |
| グリストラップ清掃 | 年１２回実施 |
| 湧水槽及び雑排水槽殺虫防疫作業  ①防疫用殺虫剤投入  ②消毒用乳剤散布  ③殺虫プレート設置 | １．実施箇所  汚水槽（ＤＰ-１）、湧水槽（ＤＰ－１１）、雑排水槽（ＤＰ－９）  ２．使用薬剤等  ①アルトシッド10F同等品（希釈）  ②アルトシッド10F同等品（噴霧）  ③ベーパーグリーンＧ同等品（各槽4枚・計12枚）  ３．実施回数  年4回実施 |

　(1) 汚泥等の処理

　　　清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水

　　道法等の規程に基づき、適切に処理する。

　(2) 水張り

　　　清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

　(3) 厨房内の作業

　　　厨房内の作業については、特に衛生の保持に留意して行うこと。

　(4) その他

　　　この仕様書に示されていない細部の事項については、甲・乙協議の上決定する。